

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十一月一十五日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六一四）の一部を次のように改正す

る。

別表第一のイ 行政職給料表等級別職務区分表中

主幹
担当課長
を

主幹

に改め、同表のイ 特定獣医師職給料表等級別職務区分

部等の担当課長
センター等の次長

部
所

表中

副課長

センター等の次長

に

所

を

部
所

等の次長

を

等の課長

を

長

を

所長

に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則